

入札告示

札幌市告示第 3144 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 7 月 26 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒062-8612 札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目
札幌市豊平区市民部総務企画課広聴係（電話 011-822-2407）

2 入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

デジタルカラー複合機の借受 1 台

(2) 借受物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和 6 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで（60 か月）

ただし、本調達は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所

札幌市豊平区役所（札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目）

(5) 入札方法

月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

上記 1 に同じ

なお、入札説明書等は、札幌市豊平区ホームページからダウンロードすることができる。

- (2) 入札書の受領期限

令和 6 年 8 月 5 日（月）11 時 00 分

- (3) 開札の日時及び場所

令和 6 年 8 月 5 日（月）14 時 00 分

札幌市豊平区役所 3 階 E 会議室（札幌市豊平区平岸 6 条 10 丁目）

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 1 年間に相当する額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第 11 条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 最低制限価格の設定 無

- (6) 落札者の決定方法

札幌市契約規則第 7 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。なお、落札決定後、発注者より必要に応じて入札資格等を確認する書類を求められた際は指示に従い提出すること。

- (7) 詳細は入札説明書による。